

滋賀県職員キャリア活用採用選考（総合土木）

第1次考查受験案内

令和7年（2025年）11月26日

滋 賀 県

受付期間を以下のとおり延長しています。

○延長前締切：令和8年1月7日（水）17時



○延長後締切：令和8年1月16日（金）正午

なお、面接試験の日程については変更しておりません。

滋賀県庁では、「琵琶湖とくらしを守る。三方よしで笑顔を広げる。豊かな未来をともにつくる。」を“滋賀県職員の志（パーパス）”とし、日々県民の皆様の幸せのため様々な業務に取り組んでいます。

民間企業等での経験を活かし即戦力として積極的に活躍したいと考える、熱意のある方の受験をお待ちしています。

【求める人材像】

○滋賀県職員の志（パーパス）に共感し、滋賀に関わるすべての人とともに豊かな未来をつくりたいと考える熱意のある方

○民間企業等での職務経験を活かし、

- ・即戦力として積極的に取り組む意欲と行動力を有する方
- ・課題解決や事務事業の適切な執行に向けて、企画・計画力や判断・実行力など総合的な能力を有する方
- ・対話を重ね、適切かつ効果的に折衝・調整ができる方
- ・協調性を持って、後輩指導をはじめリーダーシップ力を発揮できる方

【試験の特徴】

・民間企業等での職務経験が一定年数以上ある方を対象としています。

・受験年齢の上限は59歳（令和8年4月1日現在）です。

・役付職員である主査級での採用を基本とします。

※職務経験や年齢等を勘案し、より上位の職階である係長級から課長補佐級までのいづれかの職階で採用されることもあります。

・第1次試験は書類審査および論文試験（専門性確認シートの提出）とし、特別な公務員試験対策は不要です。

○受付期間

令和7年11月28日（金）正午～令和8年1月16日（金）正午

※ インターネットにより申し込んでください。

○第1次考查期日および場所

・第1次試験：書類審査および論文試験

上記受付期間内に必要書類を添付して申し込んだ方が選考の対象となります。

・第2次試験：適性検査および面接試験

適性検査：Web形式により各自で実施（1月下旬頃）

面接試験：令和8年1月31日（土） 大津市内

詳細は、第1次試験合格者に対してお知らせします。

問い合わせ先：滋賀県総務部人事課 採用担当

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-3153 E-MAIL : bc0003@pref.shiga.lg.jp

滋賀県職員採用ホームページ：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>

1 選考区分および採用予定人員

総合土木：若干名

2 受験資格

(1) 次の各号のいずれにも該当する者を対象とします。

ア 昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた者

イ 採用日の前月末日時点で、下表に定める民間企業等における職務経験を有する者

修学区分	職務経験年数
大学院（博士）修了	7 年以上
大学院（修士）修了	10 年以上
4 年制の大学または専門学校卒業	12 年以上
3 年制の短期大学または専門学校卒業	13 年以上
2 年制の短期大学または専門学校卒業	14 年以上
高等専門学校（5 年制）卒業	
高等学校卒業	16 年以上
その他	19 年以上

※ 職務経験は、会社員、団体職員、公務員、自営業者、アルバイトおよびパートタイム等として就業していた期間を対象とします。

※ 職務経験は月単位で算定し、月の途中での就職、離職など従事期間が 1 月に満たない月も 1 月として計算します。

ウ 受付期間の末日時点で滋賀県職員でない者

※ 任期付職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員および特別職非常勤職員は除きます。

※ 人事交流等のため、一旦滋賀県を退職し他団体へ派遣されている職員については受験できません。

※ 滋賀県人事委員会が実施する職員採用試験との併願も可能です。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期

令和 8 年 4 年 1 日

(2) 勤務先

知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等

※採用後の配置転換等による勤務先および職務内容の変更の範囲は上記と同様ですが、行政委

員会や他団体へ出向・派遣となる場合は出向・派遣先の定める場所および業務です。

(3) 給与

給料は、滋賀県職員等の給与等に関する条例等により経歴その他を勘案の上決定しますが、大学卒業後企業等に正社員として12年間勤務された方で月額 312,932円（地域手当を含む。令和7年4月1日現在。）です。

※1 給料の他に、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、一定の額が加算されます。

※2 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(4) 採用時の職階

主査級での採用を基本としていますが、民間企業等での職務経験や年齢等を勘案し、より上位の職階である係長級から課長補佐級までのいずれかの職階で採用されることもあります。

【参考：滋賀県での職階および初任給例】

主事級	→	主任主事級	→	主査級	→	係長級	→	主幹級	→	課長補佐級	→	参事級	→	課長級
月額 312,932円 (経験12年)	月額 339,054円 (経験17年)	月額 385,387円 (経験21年)	月額 412,585円 (経験25年)											

※1 大学卒業後企業等に正社員として勤務した経験年数に応じた職階および給料月額のイメージ図です。学歴および職務経験等により異なるため、図の職階や給料月額での採用とはならない場合があります。

※2 給料月額には地域手当を含みます。この他に扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

なお、この額は、令和7年4月1日現在のものです。

4 第1次考査

(1) 日時および場所

区分	選考科目	日程等
第1次試験	・書類審査 ・論文試験	5(2)に記載の受付期間内に、5(3)に記載の必要書類を提出した者に対して採点を行います。 第1次試験の合格発表は令和8年1月中旬予定です。
第2次試験	・適性検査	第1次試験合格者を対象にWebにより実施します。検査の詳細については第1次試験合格者に対して案内します。 ※期日内に受検できなかった場合は、棄権したものとみなします。

	<ul style="list-style-type: none"> ・専門面接 ・個別面接 	<p>第1次試験合格者を対象に<u>対面</u>により実施します。</p> <p>日時：令和8年1月31日（土） 8時40分から17時頃まで</p> <p>場所：大津市内</p> <p>※集合時間・場所の詳細は、第1次試験合格者に通知します。</p>
--	--	---

(2) 方法

次の方法により行います。

ア 書類審査

受験申込時に提出していただくエントリーシートおよび職務経歴書の内容による審査を行います。

イ 論文試験（専門性確認シート）

記述式により識見、思考力、表現力、当該分野の専門技術者としての素養等について試験を行います。

ウ 適性検査

公務員として必要な適性について検査を行います（検査結果は、第2次試験および7(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。）。

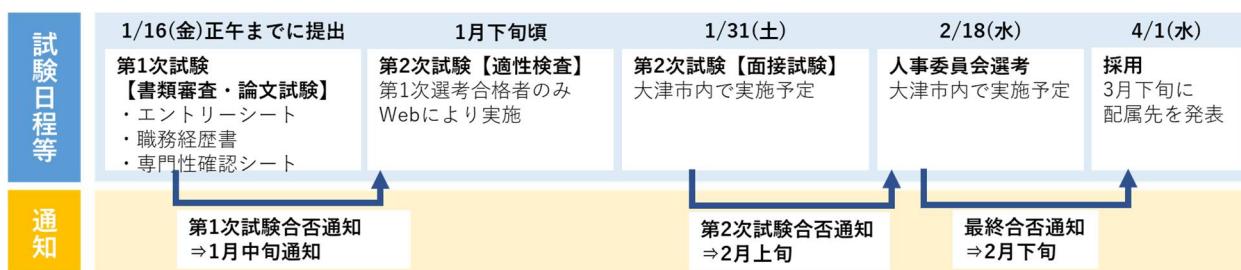
エ 面接試験

必要な知識および技能ならびに公務遂行能力等について試験を行います。

(3) 結果発表

令和8年2月上旬に合格者あて通知します。

(参考) 申込みから採用までのフロー



5 受験手続および受験時に必要な書類等

(1) 受験手続

申込画面上の注意事項に従ってお申し込みください。また、(3)の第1次試験に必要な提出書類等を必ず添付してください。

『しがネット受付サービス』アドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/25bc00010114>

※ エクセルファイルをダウンロードしてエントリーシート、職務経歴書および専門性確認シートを作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。



(2) 受付期間

令和7年11月28日（金）正午から令和8年1月16日（金）正午まで
(システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

(3) 第1次試験に必要な提出書類等

申込時に以下の書類を必ず提出してください。提出がない場合や書類に不備があった場合は第1次試験の採点ができませんのでご注意ください。

ア エントリーシート

イ 職務経歴書

ウ 専門性確認シート

エ 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものをエントリーシートに貼付すること。）

※ 受験番号通知については、

①令和8年1月7日（水）17時までに応募：令和8年1月13日（火）以降

②令和8年1月7日（水）17時以降に応募：令和8年1月20日（火）以降
に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）。

※ ①の方は令和8年1月14日（水）、②の方は令和8年1月21日（水）まで
受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県総務部人事課に連絡して下さい。

電話 滋賀県総務部人事課 （077）528-3153

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

ア 公権力の行使に該当する業務例

農地転用許可／道路法等に基づく許認可／開発行為許可

イ 公の意思の形成への参画に該当する職

部長級、次長級、課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 その他

(1) 第1次考查合格者については、令和8年2月18日（水）に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考查合格者に対して文書でお知らせします。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和8年2月下旬に採用の通知をします。

(3) 最終合格発表後、任命権者が指定する時期に任命権者に対して職歴証明書等を提出していただきます。職務経験等が証明できない場合、採用されないことがあります。